

船舶事故調査報告書

平成23年5月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 石川 敏行

委員 根本 美奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成22年8月15日（日） 10時30分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖南西部の北比良沖 滋賀県大津市北比良所在の北比良会館四等三角点から真方位167° 760m付近 (概位 北緯35° 12.9' 東経135° 57.0')
事故調査の経過	平成22年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	<p>船種船名、総トン数 水上オートバイ ^{かんだごう} 神田号、5トン未満</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 260-41175 滋賀、個人所有</p> <p>L×B×D、船質 2.64m (Lr) × 1.08m × 0.40m、FRP</p> <p>機関、出力、進水等 ガソリン機関、73.60kW、平成12年7月</p>
乗組員等に関する情報	<p>船長 男性 46歳</p> <p>特殊小型船舶操縦士</p> <p>免許登録日 平成20年8月1日</p> <p>免許証交付日 平成20年8月1日</p> <p style="text-align: center;">(平成25年7月31日まで有効)</p>
死傷者等	軽傷 2人（同乗者A 左側頭部裂傷、同乗者B 下顎裂傷）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が操縦し、子供2人（以下、中央に座った同乗者を「同乗者A」、最後部に座った同乗者を「同乗者B」という。）を操縦席の後部の座席に座らせ、同乗者Aが船長の救命胴衣を両手でつかみ、同乗者Bが同乗者Aの救命胴衣を片手でつかみ、片手で船体後部の取っ手をつかんだ姿勢で乗船し、全員が救命胴衣を着用して琵琶湖南西部の北比良の湖岸から発進して遊走を始めた。</p> <p>船長は、速力約20～30km/h（約10.8～16.2ノット）で南東進中、同乗者が怖いので帰ろうと言い出したので、反転して発進場所に戻ることにした。</p> <p>船長は、北比良沖500m付近で停止し、すぐに発進して左旋回したところ、本船が左舷側に傾き、同乗者Bがバランスを崩して落水し、続いて同乗者A、船長の順に落水した。</p> <p>同乗者A及び同乗者Bは、落水した際に頭部などを打って負傷した。</p> <p>船長は、本船に泳ぎ着き、同乗者2人を本船に乗せて発進場所に戻り、</p>

	同乗者2人は、救急車により病院に搬送された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：湖面 少し波があった。	
その他の事項	船長は、知人など約20人のグループで、盆休みに琵琶湖畔に遊びに来ていた。 船長は、水上オートバイを所有しておらず、本船は船長の知人所有のもので、水上オートバイを操船するのは今回が初めてであり、また、同乗者2人も水上オートバイに乗船するのは初めてであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、琵琶湖南西部の北比良沖において遊走中、船長が、発進場所に戻るために停止状態から発進して左旋回した際、本船が左舷側に傾いたことから、同乗者Bがバランスを崩して左舷側に落水し、続いて同乗者A及び船長が落水して同乗者2人が頭部などを打って負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、琵琶湖南西部の北比良沖において遊走中、船長が、発進場所に戻るために発進して左旋回した際、本船が左舷側に傾いたため、同乗者Bがバランスを崩して左舷側に落水し、続いて同乗者A及び船長が落水して同乗者2人が頭部などを打ったことにより発生したものと考えられる。	